

白河市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により平成 26 年 2 月 4 日付けで提出された白河市職員措置請求（住民監査請求）について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項及び白河市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 27 日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 深 谷 政 男

白河市職員措置請求（住民監査請求）に係る 監査結果報告書

第1 請求の受付

1 請求人

住所、氏名 省略

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成26年2月4日である。

3 請求の内容

請求人提出の白河市職員措置請求書による請求の内容は次のとおりである。

（原文のとおり。ただし、氏名については記号で表記した。）

白河市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

第1 違法・不当な公金の支出及び本件請求の理由

白河市長公室秘書広報課が管理している市長交際費の平成24年度及び平成25年度について、情報公開条例に基づく資料の支出内訳書の中に、目的・参加者名・会場等の不明な「懇談会」という細目の支出が、平成24年度には合計35件、274,723円があった。また、平成25年度には4月～12月分として合計21件、163,770円の支出があったと記載されている。市当局は、相手方氏名・懇談会目的・会場・領収書等を公開しない理由として「白河市情報公開条例第7条第2号及び第6号にあたる情報」と挙げているが、相手方及び目的等が示されていないならば、本件の支出が適正な支出かどうか、客観的には判断できず、監査委員にも内容が説明されていないものがあるというのは不当である。これらにより、市民の税金が不当に使用されたことにより、市民の利益が損失された。よって、地方自治法第242条の規定に基づき、住民監査請求を行うものである。

平成元年9月5日の最高裁判例によれば「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とされるものであるからといって、直ちに許されな

いこととなるものではなく、それが、地方公共団体の上記の役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容すると解されるのが相当」とされている。また、平成15年3月19日横浜地裁判決では、市長交際費としての支出の適否に関する判断基準について「①職務との関連性の有無、②支出先の団体等の性格、③支出対象となる行事等の性格などを総合的に判断すべきである。」と言われている。

そこで今回、請求を行う事案について考えると、市当局が言うように「友好・信頼関係の維持増進に対するものであり、社会通念上の儀礼の範囲」との説明は理解できるが、「懇談会」という名目だけでは、「職務との関連性の有無」「支出先団体等の性格」「行事等の性格（懇談会の目的）」が一切公表されておらず、判例上の「相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的としていると客観的にみることができるといことが証明できていない。このように、情報開示ができないような支出は不当であり、容認することはできない。県内他市及び県知事の交際費支出状況を見ても、白河市のような目的不明の「懇談会」の支出は見当たらない。よって、本件請求している「懇談会」への支出は、不適切な公金の支出に当たると考えられる。

また、地方自治法第242条第2項に基づき、請求期間超過部分について、請求する正当な理由について申し述べる。同条の規定では、支出がされた日又は完了した日から1年を経過したものについては、正当な理由がない限り請求ができないとされている。本件請求内容の一部には一年を経過したものが含まれているが、本件の場合、白河市では他市のように市長交際費について一般公開がされておらず（県内13市中、白河市及び伊達市を除く11市では公式ホームページにより公開）、今回、請求人の一員である、〇〇〇〇氏（白河市議）、が平成25年12月10日付で情報公開条例に基づき資料を請求した結果、解明されたものであり、住民が注意深く関心を持っていても通常では知りえないことである。また、平成25年12月議会において請求人の一員である、〇〇〇〇氏（白河市議）、への一般質問における「(懇談会等について) 目的まで全て書いて監査委員のほうに報告されているのかどうか」との質問に対し、市当局の答弁は「適正に支出しているというふうに我々は考えておりま

すので、監査委員のほうには目的までは報告していない」等の答弁があった。白河市の市政全般及び会計決算等の関係書類を調査し、監査している監査委員にも目的等を内密にしているようなものを一般住民が情報を得ることは困難だと考える。よって、「懇談会」の内容を解明するため、1年以上を経過しているものも含め、情報開示及び返還請求することは、地方自治法第242条第2項で示している正当な理由にあたりと考える。以上が、今回請求する理由である。

第2 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

- 1 平成24年度及び平成25年4月から12月までの市長交際費中、「懇談会」と称するものの「目的・懇談内容・相手方・領収書等」の情報を開示し、市民に対して説明を行うこと。
- 2 情報開示が拒否されたもの及び情報開示の結果、不当又は不適切と思われるものがあつた場合、金銭の返還を市長に求めること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求のうち、交際費の支出があつた日から1年を経過した部分について、地方自治法第242条第2項ただし書きの規定で「正当な理由があるとき」は請求をすることができることとなっている。要件審査の段階では、正当な理由は認めがたいと考えられたが、最終判断は受理後に行われる請求人からの陳述等の内容を確認したうえで行うこととし継続審査としたが、請求人から新たな証拠の提出及び陳述はなかつた。

このことを踏まえたうえで、請求人の「市長交際費は一般公開されておらず、情報公開請求の結果解明されたもので、住民が注意深く関心を持っていても通常では知りえないことである。」との主張については、当該行為については、白河市情報公開条例に基づく公文書公開請求により知ることができるものである。また、

「監査委員にも目的等を内密にしているようなものを一般住民が情報を得ることは困難だと考える。」との主張について、監査委員への説明等において目的等を内密にしているという事実もないことから「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、平成25年2月5日から12月17日までの間に支出された交際費のうち、平成24年度分5件、平成25年度分21件の支出（以下、「本件請求に係る支出」という。）が違法・不当な公金の支出に当たるかどうかを監査の対象とした。

2 監査対象部局

市長公室秘書広報課を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成26年3月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

4 監査の方法

秘書広報課に対して、必要な資料の提出を求めるとともに平成26年3月4日に関係職員調査を行い事実関係の調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係資料の調査及び関係職員調査の結果、次の事項を確認した。

(1) 交際費の支出事務について

- ・交際費の支出は、資金前渡及び通常の伝票処理による方法で行われている。
- ・前渡資金は、資金前渡職員である秘書広報課長名義の東邦銀行の口座に預金し、現金保管のリスクを少なくするため1回に50,000円を払い戻して必要の都度支出し、その残額が10,000円を下回った場合に50,000円を払い戻している。この現金は、担当職員が施錠できる机で管理している。

- ・交際費の支出にあたっては、市長宛の総会や懇談会等の案内を秘書広報課で受け、市長もしくは代理出席者の調整を行い出席する場合には、御祝いや会費等の必要性の有無を白河市長交際費支出基準（平成21年11月18日施行）と照合し、支出することと判断した場合には、交際費支出明細書に支出月日、支出内容、金額等を記載している。
- (2) 「懇談会」として支出された交際費の内容等について
- ・本件請求に係る支出について、それぞれ相手方、場所、目的、領収書等について提出資料及び聞き取りにより確認した結果、いずれも内容が確認できないものはなかった。
- (3) 交際費支出に係る相手方、目的等の公開について
- ・交際費の支出方法には2通りがあり、それぞれに分けて非公開部分を黒塗りして情報公開する方法もあったが、公文書公開請求者からの依頼により、2通りの支出を実際の支出日順にまとめた資料を作成することとし、その際に支出内訳の記載内容にばらつきがあったことから、共通していた部分を生かし「懇談会」と表記して公開資料とした。
 - ・公文書公開請求において、懇談会の相手が公開を望んでいない場合、公開することで友好・信頼関係が損なわれる恐れもあることから非公開としているものはあるが、監査委員の求めに対しては、場所・目的、出席者等について説明することとしている。
 - ・主催者団体等からの要請により出席した懇談会等においては、主催者側から出席者名簿等の提供がない限り出席者や人数を把握することは困難であるが、市が主体的に行った懇談会等で出席者や人数、領収書等については確認できないものはなかった。
 - ・市長交際費の支出状況の公表については、他市の事例を参考に内規を整備し、4月から公表する予定である。

2 監査委員の判断

(1) 交際費支出の適否の判断基準について

交際費は、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、行政実例や裁判例などから、一般に地方公共団体の長又はその他の執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。地方公共団体も社会の一構成員として社会的実態を有するも

のとして活動している以上、外部との接遇を行い、また、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは許容されるべきと解されている。しかしながら、この裁量権は無制限ではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断が示されている。(最高裁判決平成元年9月5日)

交際費支出の適否に関する判断基準について、「職務との関連性の有無、支出先団体等の性格、支出対象となる行事等の性格などを総合的に判断すべきである。」とされている。(横浜地裁判決平成15年3月19日)

すなわち、交際費は職務執行上の交際に伴って消費されるものであること、当該地方公共団体の利益のために使用されること、社会通念上の儀礼の範囲内の経費や程度であることが交際費を支出するにあたっての適否の判断基準となる。

- (2)「平成24年度及び平成25年4月1日から12月までの市長交際費中、「懇談会」と称するものの「目的・懇談内容・相手方・領収書等」の情報を開示し、市民に対して説明を行うこと。」とする主張について

このことについては、白河市情報公開条例に基づく公開の範囲等に関するものであって本件請求の対象外である。

- (3)「懇談会」という名目だけでしか情報開示できないような支出は不当である。とする主張について

「懇談会」とした表記についても白河市情報公開条例に基づく公開の範囲等に関するものであり、このことについて判断を示すものではない。

しかしながら、「懇談会」とした表記で開示した交際費支出の全てが不当であり、不適切な公金の支出に当たるとの主張がある。これをそのまま容認することには無理があると考えるところではあるが、監査請求全体の趣旨に鑑みて、本件請求に係る支出の適否について監査を行い判断することとした。

- (4)「懇談会」とした支出の適否について

本件請求に係る支出は計26件で、白河市長交際費支出基準の支出区分による内訳では慶祝1件、会費23件、経費2件となっている。

まず、慶祝の1件は、市内の任意団体からの要請によるもので、市政に関する意見交換を行った懇談会時の飲食に係る会費相当分を御祝いとして支出している。次に、会費23件の相手方は、自治体の首長、市と関係のある企業や団体の幹部、まちづくりに関わる関係者等であり、いずれも市政に關す

る意見交換や情報交換等を目的とした懇談会で、飲食に係る会費相当分を支出している。また、経費の2件は、団体幹部職員との情報交換及び市政に功労のあった者に対する慰労を目的として市長が主催したものである。

これら交際費支出の適否について、上記第3の1の「事実関係の確認」及び同2の(1)の「交際費支出の適否の判断基準」並びに「白河市長交際費支出基準」に照らして違法・不当な公金の支出と認められるものはない。

3 結 論

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

- (1) 本件請求に係る支出に違法・不当なものは認められない。したがって、請求人の主張には理由がないことから、棄却する。
- (2) 本件請求のうち、平成24年4月2日から平成25年1月20日の間の支出については、支出の日から1年を経過しており、地方自治法第242条第2項ただし書きに規定される「正当な理由」とは認められないので却下する。